

平成25年度 第2回安城市自立支援協議会本会議 議事録

日 時 平成25年10月24日(木)

午後1時30分～

場 所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷和也委員、松崎委員、藤井委員、飯島委員、三浦委員、成瀬委員、
小嶋委員、佐々木委員、大見委員、寺島委員、神谷佐奈美委員、
阿部委員、黒川委員、本田委員

欠席者：加藤委員、岡田委員

同席者：西三河南部西圏域地域アドバイザー 古川様

作業部会（鈴木会長、浅井副会長）

ふれあいサービスセンター（渡辺所長、小田、鈴木）

事務局：福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐、障害給付係長、
専門主査

典礼（司会）：障害福祉課長

1 あいさつ

委員長

皆様こんにちは。毎週のごとく台風が襲ってきており、皆様の職場も準備に余念がないことと思いますが、そういったお忙しい中、自立支援協議会に出席いただきありがとうございます。自立支援協議会は皆様もご承知のように非常に組織がしっかりしておりまして、担当者会や作業部会、また各施設の皆様方が積極的に参加していただき作業を行っていただいております。今日はその活動内容についての中間報告をいただけるようでありますし、また一つの組織を新たに設置していきたいという思いもあるようでございます。それぞれの役割を十分果たしていただけることが自立支援協議会の成果をしっかりと満たすことのできるステップではないかと思ひまして、私個人的にも大いに期待しているところでございます。今日もこの活動内容について皆様から率直なご意見を賜りたいと思ひます。また、障害者福祉計画の作業がいよいよ本格化するようでございます。特にアンケート調査が来月から開始されるようですので、それにつきましても皆様のご理解をいただきたいと思います。

す。今日も皆様の積極的なご発言とご協力をお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

2 委員の委嘱

障害福祉課長

役職交代により刈谷公共職業安定所の就職促進指導官の服部克様が異動となり、後任の小嶋真也様が新たに委員となりましたので委嘱を行います。任期は平成27年6月27日となります。

3 議題

委員長

説明をしていただいた後、皆様のご意見等をお伺いしたいと思います。それでは作業部会長様よろしく申し上げます。

(1) 作業部会及び各担当者会における活動内容について（報告）

ア 作業部会における活動内容について

イ 各担当者会における活動内容について

説明者：作業部会長

別紙資料により説明

委員長

ありがとうございました。作業部会、各担当者会の活動内容についての報告でございました。これはあくまで中間報告ということでございますので、その点をご理解いただき質疑応答に入っていきたいと思っております。何かご意見ご質問等がございましたらご発言ください。

特にご意見ご質問は無いようでございますので、作業部会及び各担当者会の活動内容の報告については以上とさせていただきます。

次に通所施設担当者会における児童分科会の設置についての議題です。事務局、説明をお願いします。

(2) 通所施設担当者会における児童分科会の設置について

障害給付係長

通所施設担当者会における児童分科会の設置について説明させていただきます。通所施設担当者会を構成している事業所は22事業所と多く、その事業内容も生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援や日中一時支援など多岐にわたっています。このような状況で障害児の問題などに特化した話し合いの場がほしいという意見が出てまいりまして、また、障害児の支援に携わる事業所と安城市のサルビア学園、療育センター、保健センター、障害福祉課やふれあいサービスセンターとの連携を図ることにより、幼児期や学齢期の支援を円滑に進めていきたいという目的で児童分科会の設置を検討してまいりました。

本会議で了承をいただければ設置したいと考えております。参加予定の事業所と初回の開催予定につきましては資料「通所施設担当者会における児童分科会の設置について」のとおりです。説明は以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。通所施設担当者会の下部組織として児童分科会を設置したいという提案でございます。これにつきまして何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

委員

通所施設担当者会の下部組織として重症心身障害児者の分科会（以下、重心分科会）があったかと思いますが、重症心身障害児者に対しての内容がいろいろと進んでいる中で見通しがついたことで重心分科会がなくなり、それに替わって障害児の課題が出できたことで児童分科会が設置されるということによろしいでしょうか。

委員長

そういう認識でよろしいでしょうか。

障害給付係長

はい、重心分科会は見通しがついたということで、10月の分科会を最後に閉じさせていただきます。それに替わって児童分科会を開催していきたいと考えております。

委員長

それによろしいですか。

委員

はい。分かりました。

委員長

他にありませんでしょうか。他にないようですので、それでは通所施設担当者会において児童分科会を設置することに異議のない方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員、挙手がありましたので児童分科会の設置については原案どおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

次に安城市障害者福祉計画策定についての議題になります。これはアからエまでの4項目に分かれています。事務局から一括説明いただきまして、その上で皆様からのご意見をいただきたいと思っております。事務局をお願いします。

(3) 安城市障害者福祉計画策定について（報告）

ア 安城市障害者福祉計画について（資料1）

イ 計画策定スケジュールについて（資料2）

ウ 計画策定体制について（資料3）

エ アンケート調査の概要について（資料4）

説明者：障害福祉課長補佐

資料1～4により説明

障害福祉課長補佐

お手元にあります資料1を御覧ください。まず、計画の位置づけですが、障害者政策の総合的かつ計画的な推進を図るために本市の障害者計画とその生活支援に関する部分の実施計画を障害福祉計画と位置づけ、この両計画を併せて安城市障害者福祉計画といたします。安城市障害者計画は障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画に当たるもので、総合計画を上位計画としつつ福祉施策の方向性を示す基本的な計画である地域福祉計画の理念のもと、次世代育成支援行動計画（子ども子育て支援事業計画）、高齢者福祉計画などの市の関連計画や県の関連計画との調整を図りながら作成いたします。また、安城市障害福祉計画は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画に当たるもので、障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定めてまいります。各計画の関係を下の図で表しているのをご参照ください。続きまして裏面2ページを御覧ください。両計画の作成過程と今後について説明いたします。上段の安城市障害者計画は第2次の計画が5箇年計画、第3次が4箇年計画でした。この計画は各自治体が長期計画として自由に期間を定めております、第3次を第2次より1年短

くしたのは次の第4次計画を下段の安城市障害福祉計画の第4期と同じ年度にスタートさせるためであります。これにより両計画を安城市障害者福祉計画として一つの冊子にまとめることができます。下段の安城市障害福祉計画は計画年が3年と定められております。全国同じサイクルで策定されております。最後に今計画の期間ですが、安城市障害者福祉計画として平成27年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とします。また、障害福祉計画部分においては平成29年度を見直し年度といたします。

続きまして議題(3)イの計画策定スケジュールについて説明いたします。資料2を御覧ください。まず、今年度は計画策定の基礎調査としてアンケートの実施とその分析・まとめを行ってまいります。第2回作業部会及び第1回幹事会においてアンケート内容を検討してまいりました。そして、第1回策定委員会においてアンケート内容が審議されました。その後、11月中旬にアンケート調査を実施してまいります。回収されたアンケートのまとめを12月から翌年2月まで行い、作業部会で検討を行った後、3月に集計結果を冊子にまとめます。ここまでが平成25年度の予定でございます。平成26年度はまずアンケートの結果報告を5月に行ってまいります。その後6月から10月まで計画案の検討を行い、11月に計画案が幹事会と策定委員会において検討され、12月に実施予定のパブリックコメントを経まして、2月開催予定の第6回策定委員会において計画書が更新される予定でございます。

続きましてウの計画策定体制について説明いたします。資料3を御覧ください。第4次障害者福祉計画の策定にあたり福祉、医療、保健、教育等の関係者、公募の市民、学識経験者で構成されました障害者福祉計画策定委員会を設置いたしました。この策定委員会は市長の諮問を受け、策定のための検討及び審議を行い市長に答申します。この下に保健福祉など障害者福祉に関係する部及び課の長で構成する障害者福祉計画策定幹事会を設置いたしました。幹事会は作業部会が策定した実務的資料などを検討し、一体的総合的な計画策定を行い、策定委員会に検討及び審議を求めてまいります。障害者福祉計画策定作業部会は幹事会委員の課に所属する職員で構成され、関係団体等懇話会や自立支援協議会から意見を聴取しながら計画の策定作業を進めてまいります。なお、関係団体等懇話会は障害者団体、養護学校や施設を運営する法人等から構成され、当事者としての要望や意見を述べ計画の策定に協力していきます。すでに第1回の懇話会が7月31日に開催されております。ここでアンケートに対する意見を聞いております。また、障害者総合支援法において、

自立支援協議会に計画策定について意見を聴くように努めなければならないと規定されており、今後ご協力をお願いしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きましてエのアンケート調査の概要について説明いたします。資料4を御覧ください。調査対象者ですが、安城市民からの無作為抽出を基本として障害者手帳交付者2150人、難病患者250人、18歳以上の一般市民の方1600人の合計4000人を抽出しアンケートを送付してまいります。障害者手帳交付者を対象としたアンケートは障害の種別などでお聞きしたい内容が変わってまいりますので、アンケート用紙も分けて作成し、身体障害者手帳の方は1520人、療育手帳の方は360人、精神障害者手帳の方は270人を抽出します。また、障害者手帳交付者の抽出には下の図のとおり手帳の種別や障害の部位が偏らないように配慮をしております。2の調査基準日ですが平成25年11月1日を基準日といたします。3の障害者福祉計画アンケート実施スケジュールについては11月中下旬にアンケートを実施し、2月まで分析とまとめを行い、3月中旬に調査結果をまとめた冊子を作成します。4のその他としまして、アンケートの発送は郵送にて行い、返信用封筒にて回収してまいります。視覚障害の方には点字案内文を同封してまいります。議題3の説明は以上でございます。

委員長

はい、ご苦労様でした。いよいよ始まります障害者福祉計画策定について4項目の説明がありました。このことについてご質問等がありましたらどうぞ。

副委員長

資料4の難病患者のところに全部斜線が引いてあるのですが、全くお見えにならないということですか。

障害福祉課長

平成21年度の調査対象者の欄に斜線が入っているのですが、障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わりました今年の4月から難病の方が障害福祉サービス等の対象になりました。平成21年度は難病の方は障害者の区分に入っていなかったためアンケート調査の対象外ということになっております。

副委員長

はい、分かりました。

委員長

ほかにございませんか。それでは私から一点、策定スケジュールのことでお伺いします。この11月にアンケート調査を実施して、その分析・まとめが来年の2月

13日の自立支援協議会の後になっているのですが、この自立支援協議会では計画策定の議題は予定されていないということですか。アンケート調査の結果が出た後に自立支援協議会を開催すれば結果を皆さんに報告できると思うのですが。

障害福祉課長

2月13日に自立支援協議会が予定されていて、その時点でまだアンケート調査の結果が出ないかということですが、日程的に冊子での報告は間に合わないかと思いますが、アンケートの調査分析は進めておりますので、結果を取りまとめた内容で報告できる部分は自立支援協議会でお伝えしたいと思います。

委員長

アンケート調査の結果にある程度触れてもらえると理解してよろしいですか。

障害福祉課長

はい、詳しくは来年度6月の自立支援協議会で報告させていただきますが、2月の自立支援協議会でもある程度まとまったアンケート結果を報告できると思います。

委員長

はい、了解しました。他にはいかがですか。ただいま事務局が説明されたような体制とスケジュールで進めていただくということで皆様ご理解いただけたかと思いますがご異議ございませんか。それでは異議なしということでございますので障害者福祉計画策定についての議題は以上とさせていただきます。

本日の議題は以上になります。どうもご協力ありがとうございました。

障害福祉課長

どうもありがとうございました。ただいまの議題の中で作業部会、各担当者会の活動内容の中間報告をしていただきましたが、最も前向きに検討してまいりましたのが重症心身障害児者のサービスの拡充と精神障害者の方の居場所の問題の2点になります。特に分科会を設置して重点的な課題として検討してまいりましたので、少しその報告をさせていただきます。以前より委員からなかなか進展しないということでお叱りを受けていました重症心身障害児者の問題ですが、障害福祉課としましては重症心身障害児者の方の24時間のホームヘルパー、通所支援、ショートステイ、これら3つをまとめてやっただけの事業所があれば補助金を付けてでも事業を行っていきたいということで、平成26年度の新規事業で提案をしております。来年度の事業実施に向けて進めている状況です。

それから精神障害者の方の日中の居場所ということで、これも委員から何度かご質問

をいただいておりますが、こちらにつきましても精神障害者の方が利用できる施設としまして地域活動支援センターの設置の要望をしております。こちらにつきましても新規事業ということで予算要求をしていきますので、3月議会で承認されますと良い報告ができると思っております。

これに伴いまして桜井福祉センターの身障デイサービスについても作業部会で協議してまいりました。市の必須事業として地域活動支援センター事業がございますが、現在は桜井福祉センターの身障デイサービスがそれを担っております。しかし、精神障害者の方を対象とします地域活動支援センターが設置されますと、その必要がなくなりますので、身障デイサービスを事業内容が同様の生活介護事業に変更するという方向で進めております。

以上が障害福祉課として前向きに取り組んでいる事項でありまして、3月議会で結果を出したいと考えております。

また、先ほどのアンケート調査についてですが、これまでは一種類のアンケートの中に障害種別ごとの設問が混在し、障害者の方にとって回答が非常に難しい内容になっていました。それを今回初めて自立支援協議会でアンケート内容を検討していただいたのですが、多くの項目を追加してほしいという要望がありまして、それならば障害種別ごとに分けてはどうかということで、障害種別ごとのアンケートを作成しました。設問数は増えていますが、障害者の方が回答しやすい内容になっているかと思っております。今回このようなかたちでアンケート調査を実施させていただきます。

続きまして、本日は圏域アドバイザーの古川様にご出席いただいておりますので本市の障害福祉、自立支援協議会、また他市の動向についてご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

地域アドバイザー

西三河南部西圏域の地域アドバイザーを担当しております古川です。私の方から二点ほどお伝えしたいと思います。一点目として居宅担当者会のほうで議論になっていました支援手帳の「あん・あん」ですが、記載内容に災害時の対応を入れていくというお話がありました。その中で福祉避難所の話がありましたが、避難のための対応フローチャートもあるということなので、急に福祉避難所へ行くという理解にはならないかとは思いますが、下手をすると障害者イコール福祉避難所というような考え方になってしまわないかなという点が心配です。基本的に福祉避難所は二次的な避難所であって、災害当初からは開設されないという理解がされていると

思うのですが、そこが正確に伝えられるかという点、更に言いますと一次避難所、指定避難所が災害時には最初に開設されますので、そこで障害のある方にどう対応するかということを議論する時期にきているのかと思いました。共生社会といわれる中で障害のある方と健常の方を別に対応していくことは、専門的な部分で福祉避難所があるのですが、第一次的には一次避難所でまずは一緒に避難生活を送るということもあると思いますので、その辺りのことを安城市の中でご理解いただける仕組みがあると良いと思ったことが一点です。

二点目に児童分科会を設置するという点ですが、非常に良いことと思います。ただ、分科会に分けてしまうことで、今まで就学前の方々と就学後の方々が一つのところで話し合いができていたことが、分かれることで専門的にはなるのですが、もしかしたらつながりが薄くなってしまわないかという点が心配です。そういった意味で、分科会の上の担当者会で問題等を共有しながら、きちんと課題を次のステージにつなげられる仕組みを作っていただきたいということと、相談支援の担当者会でもライフステージに応じた課題の分析等をしていると思いますので、その辺が繋がっていければいいのかなと思ったのが二点目です。私からは以上をお伝えしておきますのでよろしくをお願いします。

障害福祉課長

どうもありがとうございました。居宅担当者会の「あん・あん」の災害時のことから避難所の関係までご意見いただいたのですが、本市におきましても防災と福祉の方で検討を進めております。災害時要援護者支援制度に非常に早く取り掛かっておりましたが、中身の更新が少し遅れておまして、今また地域での見守りということで再度の確認作業が進んでおります。ただ、その避難先が障害者は障害者専用の避難所という決められたものではないと思うのですが、実際に障害者の方の震災でのお話を聞きますと、一般避難所ではとても生活し辛かったというご意見もありますので、運用についてはこれから十分協議していくと思います。とにかくハードがなければ居場所がございませんので、平成21年3月に安城市社会福祉協議会の協力をいただきまして、各福祉センターが福祉避難所となる協定を締結しました。また、今年の3月には養護学校と社会福祉法人等にご協力いただきまして特定福祉避難所という協定を締結させていただきました。福祉避難所である福祉センターはバリアフリー化がされておりますが、そこで重度の方の介護ができるわけではないものですから、もしそういった方が避難所に見えた場合に受入れ可能な施設で受け入れてほしいということで、そういった大きな施設8箇所と協定を締結させて

いただきました。今後につきましては圏域アドバイザーの古川様からご意見いただきましたように運用の検討が必要になってくると思いますので、自立支援協議会を含め、いろいろな場所で協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、児童分科会の設置につきましても評価できる部分と難しくなる部分があるということでご意見をいただきましたが、自立支援協議会の組織はフレキシブルに考えております。これまでも必要があればすぐに部会を設置しますし、役割を終えたら閉めるということ考えておりますので、児童分科会につきましても、皆が集まって課題等を共有できる場所がほしいという要望がございましたので今回設置いたしました。その後に問題が起こるようであれば、また次の方法を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後にその他ということで第4回あんぷくまつりの開催について障害給付係長から説明いたします。

4 その他

(1) 第4回あんぷくまつり開催について

障害給付係長

はい、それではあんぷくまつりの開催について説明いたします。お配りしましたチラシをご覧くださいと思います。昨年に引き続きまして第4回あんぷくまつりを平成25年11月30日(土)の12時から16時まで安城市民会館の会議棟において開催します。障害福祉の推進と啓発を図ることを目的にしまして、安城市内の障害福祉サービス事業所のメンバーによる実行委員会が主催となりまして運営を行います。内容としましては、養護学校や特別支援学級に通う子どもたちの絵画作品の展示を行います。作品はあんぷくまつり終了後、翌日の12月1日(日)から12月8日(日)まで総合福祉センターで展示します。開会式の後に優秀作品に選ばれた子どもたちの表彰を行います。また、障害のある人たちが入ったチーム「鼓安楽」による太鼓の演奏をしていただきます。続いて前向きに生きる精神障害者の実話をもとに作られたイタリアの映画「人生、ここにあり！」を無料で上映いたします。そして別の会場では障害のある方たちが作りました製品の販売ですとか施設・事業所の紹介を行います。それと障害体験コーナーということで、車いすや視覚障害などの体験を行うことができます。それから今年は「皆で作ろうエコキャップアート」ということでエコキャップを使いまして新美南吉にちなんだ狐の絵を

皆で作る予定をしております。それとチラシの裏面に各事業所の商品の紹介を載せています。ご都合が付きましたら皆様是非お越しいただきたいと思います。説明は以上です。

障害福祉課長

あんぷくまつりの説明をさせていただきましたが何かご質問等ございますでしょうか。11月30日（土）午後に市役所隣の市民会館会議棟を全棟貸しきりまして授産品の販売、屋外では焼き鳥、たこ焼き、フライドポテトやポップコーンの販売もしておりますので、是非足を運んでいただきたいと思います。

続きまして不正請求防止策について説明させていただきます。皆様ご承知のとおり、日中一時支援と移動支援を行う事業所、一つの事業所ですが不正請求がございました。不正請求はされる側にも責任があるということで非常に反省しておりますが、今後このようなことが再度起こらないように防止策について検討を行いましたので、障害給付係長から説明させていただきます。

（２）不正請求防止策について

説明者：障害給付係長

資料「不正請求防止策について」により説明

障害福祉課長

一部補足させていただきます。

（２）新事業の受け入れ及び相談支援の依頼についてですが、日中一時支援の利用者15名、それと併設します放課後デイサービスの利用者4名の合計19名の方が行き場を失うというかたちになってしまいますので、その方々の保護のために契約解除日を2か月ほど伸ばしまして11月30日としましたが、どうも家主さんから速やかな退去を求められているようで、10月末くらいで事業をたたまざるを得ないかもしれないという情報を得ております。そうしますと利用者の方に一番迷惑がかかりますので、受入れ先となります日中一時支援の事業所と相談支援の事業所に集まっていただき、19名の方の新しい事業所探しを今やっただいております。相談支援専門員が利用者の方や家族の方と相談しながら新しい事業所を探すというかたちで進めております。

それと（４）事業所において支援内容を記録する書類の整備ですが、現在は事業所から利用者の方が印鑑を押した実績記録票を提出してもらい、請求書の内容と照

合しておりました。しかし今回の手口としまして事業所が利用者の方の印鑑を預かり、利用がない日にも印鑑を押したという不正が出てまいりましたので、実績記録票のほかにどのような支援を誰が行ったかというような記録を個別につけて5年間保存していただくことで、監査時に不正がわかるようにしたいということが一点。

それと（５）毎月20名程度の方にサービス利用状況を確認というのがございますが、毎月無作為に抽出した20名の方に1週間の利用実績を市に報告していただきます。この報告いただいた利用実績と事業者からの請求内容を突合しまして不正がないかの確認を行うということですので、事業者からしますとこの20名が誰かわかりませんので非常に抑止力があるかと思えます。早速今月末にも発送し11月第1週のサービス利用状況を報告していただきたいと考えております。このような5点ほどの不正請求防止策を講じてまいりますのでご理解いただきたいと思えます。

何かご質問等ありますでしょうか。ございませんようですので、以上で不正請求防止対策についての説明を終わらせていただきます。

最後にその他（３）に次回の会議予定を記載しております。

次回開催 平成26年2月13日（木）午後1時30分から
安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

それでは本日も長時間の審議ありがとうございました。

平成25年度作業部会における活動内容

第2回自立支援協議会資料

回	開催日	協議内容
1	5月16日	①第1回自立支援協議会について ②安城市障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について ③作業部会名簿及び各担当者会名簿について
2	6月20日	①第1回自立支援協議会資料について ②安城市障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について
3	7月18日	①第1回自立支援協議会の報告について ②通所施設担当者会（重心分科会）からの報告について
4	8月22日	①通所施設担当者会からの議題（児童分科会の設置）について ②通所施設担当者会からの報告について 「養護学校の卒業生の受入れについて」 ③各担当者会における勉強会の開催予定（報告）について

平成25年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～8月）

● 1 居宅担当者会

テーマ1	携帯サポートブック「あん・あん」の普及啓発及び「あん・あん」に災害時緊急対応項目を追加する。
取組み概要	①普及啓発に関しては、チラシと「あん・あん」の見本を作成して、安城市役所や社会福祉協議会、各相談支援事業所の窓口等に設置を依頼し啓発を進めていく予定である。 ②災害時緊急対応項目に関しては、災害発生時の行動チェック表及び福祉避難所に避難するための対応フローチャートを作成し、「あん・あん」に追加できるかどうか検討をする予定である。
テーマ2	困難事例等やサービス提供責任者とヘルパーの関係性等を踏まえての研究・意見交換等を行う。
取組み概要	①ヘルパーが自宅外で利用者支援を行う際などで、第三者が見て不適切と思われる発言、行動をとった場合などに、サービス提供責任者としてどのように指導や改善していくのか、また、ヘルパーのレベルアップ・事業所のレベルアップ・地域のレベルアップにつなげるためにどうしていったらよいか話し合いをしている。 ②各事業所で起きた困難事例についてのケース検討を行っている。

平成25年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～8月）

●2 通所施設担当者会

テーマ1	養護学校の卒業生の受入れについて
取組み概要	<p>平成25年度～27年度までの養護学校卒業生の年度別卒業生数と進路先見込み調査及び現在の事業所の空定員数を調べ、今度の事業所空定員数を予測した。この結果、事業所としてどのような対策が必要かを協議した。</p> <p>（別紙調査資料「養護学校卒業生の受入れについて」のとおり）</p> <p>【課題】</p> <p>①今後の事業所空き定員数の予測を考えるときに、在宅で生活をしている方の把握ができるとよいが現状では難しい。また、安城市外からの利用者もあることから、おおよその見込みとしての数値となる。</p> <p>②事業所同士の情報共有が必要ではないか。</p> <p>利用者が複数の事業所を利用できるようにするため、事業所の曜日ごとの空き状況が把握できるとよい。</p> <p>③生活介護から就労系へ利用者が移行するためには、どのような問題点があるか。事業所の努力としては何が必要か。</p>

※ 児童分科会の設置について

通所施設担当者会の下部組織として児童分科会の設置を行っていきたい。

「通所施設担当者会における児童分科会の設置について」のとおり

◆ 重心分科会

テーマ1	重心の受入れについて
------	------------

<p>取組み概要</p>	<p>昨年度の分科会で協議された重心障害者（特に医療的ケアが必要な方）の受け入れについて、解決策を検討した。</p> <p>医療的ケアの必要な方を支援する場合には、熟練の看護師を事業所へ配置する必要があるが、現行の報酬単価では配置が不可能なため、訪問・通所・短期入所等の複数事業を実施する場合には、看護師の人件費を一部補助することが解決案として挙げられた。この方法であれば、看護師の加配を行うとともに、不足しているサービスメニューを揃えることも可能となる。</p> <p>制度化には根拠が必要となるため、児童相談所が調査した重症心身障害児の出現率、岡崎養護学校や保健センターなどから収集したデータを基に、本市に医療的ケアの必要な方がどのくらいいるのかを把握し、その補助策をまとめて、市に提出した。</p> <p>その他、医療と在宅を結ぶコーディネーターの必要性や医療的ケアの出来る短期入所の拡充などが問題点として挙げられている。</p>
--------------	--

<p>テーマ 2 (追加)</p>	<p>桜井身障デイサービスについて</p>
<p>取組み概要</p>	<p>安城市は国の交付税の不交付団体であるため、桜井身障デイを地域活動支援センターとして国の交付金を受けられない。しかしながら、同等のサービスを実施する生活介護事業所に業態を変更すれば国の負担金が得られることから業態変更について検討を行った。</p> <p>社協で生活介護を行うには民間にはない特殊性が必要なため、入浴サービスと送迎を行うことにして、民間の生活介護を利用しにくい方を対象者としていくが、サービス利用の検討をした結果、週二回までの利用に制限していくこととして事業者の了解を得た。今後、社協と協議を行って平成26年4月に生活介護へと変更していく予定である。</p> <p>また、市には地域活動支援センターも必要なため、不足している精神障害者の日中活動の場として、精神障害者の方の地域活動支援センターを併せて検討していく。</p>

※当初目的を達成したため、10月に開催する分科会で会を解散する。

平成 25 年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4 月～8 月）

● 3 ホーム担当者会

テーマ 1	障害者総合支援法施行に伴い平成 26 年度から改正されるグループホーム、ケアホームについて研究する
取組み概要	厚労省等から詳細情報の提示がないため、未実施。

テーマ 2	「地域生活座談会」を新制度の見通しが立っているであろう 12 月以降に開催する。
取組み概要	<p>開催にむけて</p> <p>①昨年度開催した座談会の第二弾として、第 2 回地域生活座談会「ぼくんちあたしんち こんな暮らし方もいいな」の開催に向けて協議。</p> <p>②ホーム以外にも生活のスタイルはある、利用者自身の未来の姿をイメージする。</p> <p>③相談支援専門員に対して、困る前に繋がることを意識してもらう。</p> <p>④アドバイザーとして、愛光園まどか施設長 渡部等氏に依頼済。</p> <p>⑤チラシの配布→就労担当者会、通所担当者会に参加している事業所へ数枚渡し、データで送る。</p> <p>⑥開催予定は 12 月 18 日（参加〆切り 11 月 29 日）</p>

テーマ 3	これまでに作成してきた地域生活に関する DVD や Q&A 冊子を活用していく
取組み概要	<p>①Q&A のデータを相談支援担当者会のメンバーへメール配信。</p> <p>②あっぷくまつりで配布する。</p> <p>③福祉まつりで、ホーム担当者会のパネルを作成して掲示する。</p>

平成25年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～8月）

● 4 相談支援担当者会

テーマ1	ライフステージに沿って一貫した支援ができる仕組みについて現状分析を行う。
取組み概要	<p>①ライフステージを6段階（0～3才（未就園）、3～6才（未就学）、6～12才（小学）、12～15才（中学）、15～18才（高校）、65歳以上）に分け、ステージ毎に支援している関係機関や構成メンバー、会議内容、支援内容等について現状分析を行った。</p> <p>②障害児・者支援機関一覧表を作成し、機関同士の横の繋がりを確認した。今後、繋がりの薄い機関と情報を共有し相談し合える関係を築き、各機関と連携して縦の繋がりを図ることで、一貫した支援ができることを目指したい。</p>

◆精神保健福祉分科会

テーマ1	精神障害者の居場所作りについて
取組み概要	<p>①各機関の現況報告、事例検討を行い情報共有に努めた。</p> <p>②精神障害者の居場所と相談機能を兼ね備えた施設として、刈谷市の地域活動支援センター「結」を見学。そこを参考にし、安城市に必要な地域活動支援センターについて意見交換をし、利用者のニーズも踏まえて協議を重ねている。</p>

平成25年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4月～8月）

●5 就労担当者会

テーマ1	サービスの質の向上について
取組み概要	<p>①毎回各事業所に現況報告を求め、困ったことなどがあれば記入してもらい、協議すべき内容については協議している。</p> <p>また、現況報告を参考に毎回時間がある限りグループディスカッションを実施して参加者間での多様な意見を聞くことで、利用者支援するヒントを持ち帰ってもらうようにしている。</p> <p>②勉強会「個別支援計画の充実化」を開催予定</p> <p>施設長・サービス管理責任者のスキルアップを目指し、支援員へ教育をしていくことにより、サービスの質の向上を図る。</p>

テーマ2	就労移行支援事業の養護学校卒業生の受入れ体制について
取組み概要	<p>①養護学校卒業後、就労継続支援B型事業所を利用する場合に就労移行支援事業所を利用する時の流れ等を再確認するとともに、相談支援担当者会に提出するチェックリスト等の書式をまとめた。</p>

安城市障害者福祉計画

1 計画の位置づけ

本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、本市の障害者計画とその生活支援に関する部分を実施計画と位置づけた障害福祉計画を、安城市障害者福祉計画とする。

(1) 安城市障害者計画

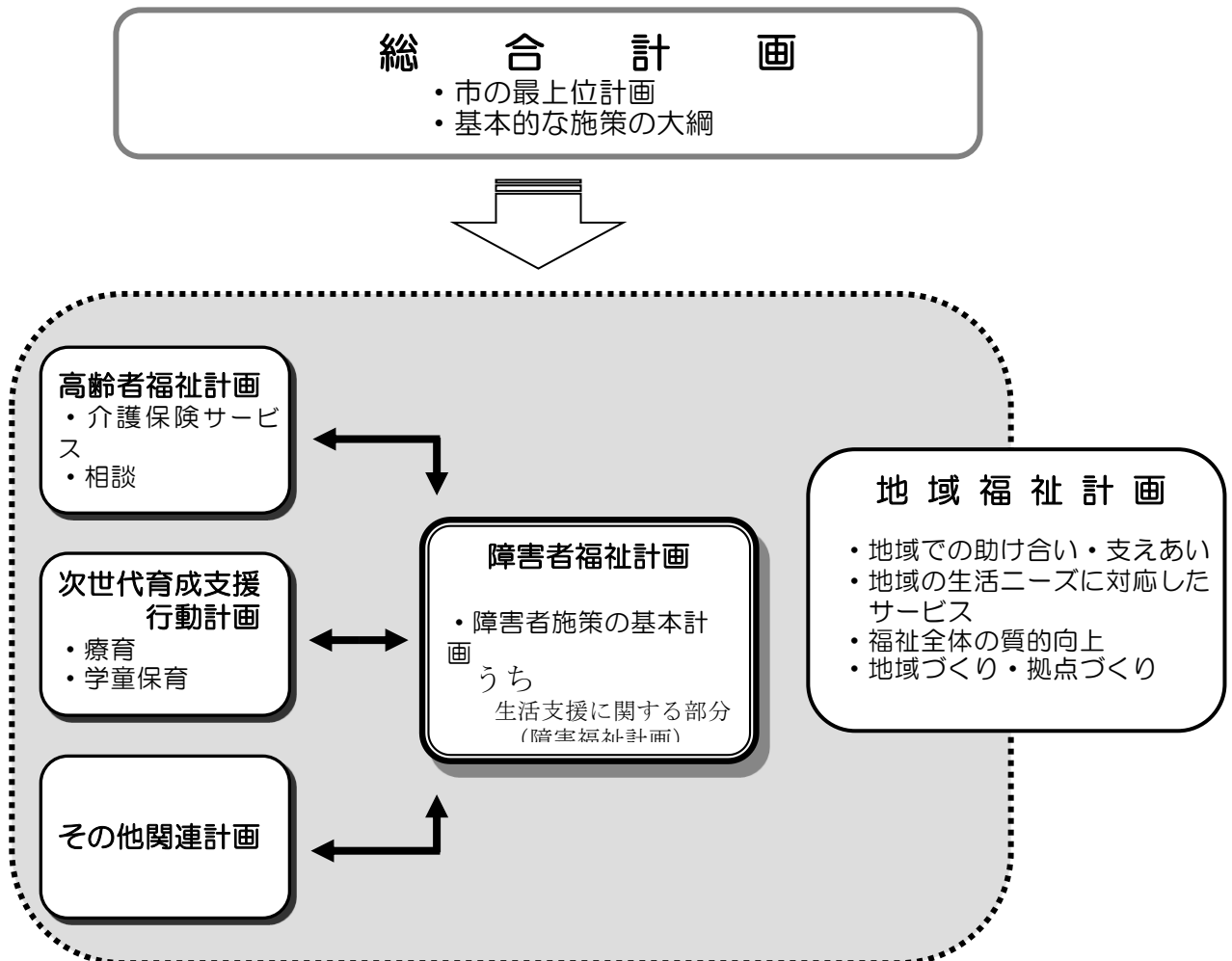
障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画

本市の「総合計画」を上位計画としつつ、福祉施策の方向性を示す基本的な計画である「地域福祉計画」の理念のもと、「次世代育成支援行動計画(子ども・子育て支援事業計画)」「高齢者福祉計画」等の市の関連計画や県の関連計画との調整を図りながら策定する。

(2) 安城市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画

障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める。



安城市障害者福祉計画策定スケジュール

資料2

平成25年9月19日現在

(平成25年度～平成26年度)

月日	会議名称	内 容	備 考
H25・6月	27日	自立支援協議会	・計画の進捗
7月	23日	第1回作業部会	・スケジュール・役割分担 第35会議室 AM10～11
	31日	第1回関係団体等懇話会	・スケジュール ・アンケートについて説明及び意見聴取 文化センター 講座室10～11:30
8月	7日	第2回作業部会	・アンケート実施内容検討 第41会議室 PM2～3:30
	21日	第1回幹事会	・障害者福祉計画についての諮問・策定体制と スケジュール、アンケート調査の実施について 第41会議室 PM1:30～3
9月	19日	第1回策定委員会	・第1回関係団体懇話会の意見について ・アンケート最終案 第10会議室 PM1:30～3
10月	24日	自立支援協議会	・アンケート最終案
11月	中旬	アンケート実施	
12月			・業者集計
H26・2月	13日	自立支援協議会	
	20日	第3回作業部会	・アンケート分析・まとめ 第42会議室 AM10～11:30
	28日	第2回関係団体等懇話会	・アンケート集計報告 第35会議室 AM10～11:30
3月	中旬		・アンケート調査冊子まとめ
5月	15日	第2回幹事会	
	29日	第2回策定委員会	・アンケート結果について報告 第10会議室 PM1:30～3
	30日	第1回関係団体等懇話会	・計画についての意見聴取
6月	10日	第4回作業部会	・第1回関係団体懇話会の意見について ・現計画における目標量に対する評価について ・計画の体系(案)について
	下旬	自立支援協議会	・計画の進捗 ・計画策定スケジュールについて
7月	9日	第3回幹事会	・第1回関係団体懇話会の意見について ・現計画における目標量に対する評価について ・計画の体系(案)について 第10会議室 PM1:30～3
	17日	第3回策定委員会	
	23日	第5回作業部会	・懇話会、アンケート結果による現計画の評価 ・計画の体系(案)検討
8月	8日	第2回関係団体等懇話会	・計画についての意見聴取
	27日	第6回作業部会	・計画の理念、素案の検討
9月	10日	第7回作業部会	・第2回関係団体懇話会の意見について
	17日	第4回幹事会	・第2回関係団体懇話会の意見について ・計画の理念、数値目標について ・計画の素案 第10会議室 PM1:30～3
	25日	第4回策定委員会	
10月	8日	第8回作業部会	・計画案の検討
	下旬	自立支援協議会	・計画の素案
11月	5日	第9回作業部会	・計画案の検討
	13日	第5回幹事会	・計画案について
	20日	第5回策定委員会	・パブリックコメントの実施について 第10会議室 PM1:30～3
12月		パブリックコメント実施	
H27・1月	14日	第10回作業部会	・パブリックコメントの対応
H27・2月	4日	第6回幹事会	・パブリックコメントの対応 ・計画書の答申案について
	中旬	自立支援協議会	・計画案について
	19日	第6回策定委員会	・計画書の答申 第10会議室 PM1:30～3
3月	上旬		

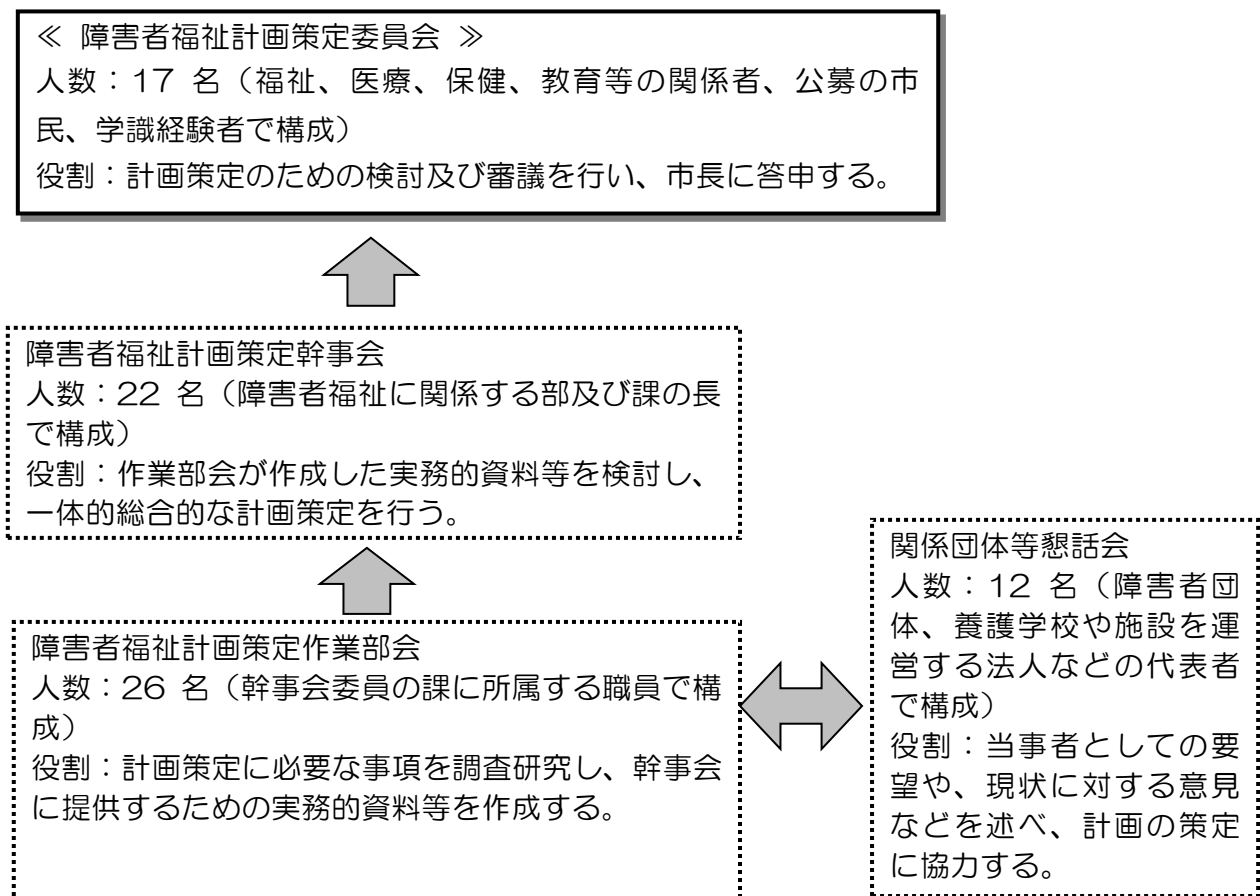
(現在において想定される策定スケジュールです。)

安城市障害者福祉計画策定体制

本計画の策定にあたっては、今年度に市民へ意識調査のアンケートを実施し、計画策定に係る組織として「安城市障害者福祉計画策定委員会」を設置します。

また、幅広い分野から意見を聴取するために、障害者団体、養護学校、施設を運営する法人などからなる関係団体等懇話会で、要望や意見を聴取し、計画策定を行います。

●策定体制図



※なお、障害福祉計画の策定においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことが、障害者総合支援法で規定されている。自立支援協議会とは、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会であり、障害者総合支援法でこの協議会を置くように努めなければならないと規定されており、本市では現在16名の委員で構成されている。

アンケート調査の概要

1 調査対象者

安城市内に住所を有する者を無作為抽出し対象としたもの。

障害者手帳交付者(サービス利用者含)	2,150人
難病患者	250人
18歳以上の一般市民	1,600人

※手帳の種別ごとにアンケートを作成、送付する。

障害者福祉計画アンケート調査対象者(案)

	平成21年度			平成25年度		
	人数	対象者数	割合	人数	対象者数	割合
身体障害者手帳交付者	4,369	1,800	41.1%	4,788	1,520	31.7%
療育手帳交付者	882	360	40.8%	1,112	360	32.3%
精神障害者保健福祉手帳交付者	517	210	40.6%	824	270	32.7%
自閉症医療費助成者	62	30	48.3%			
難病患者				799	250	31.2%
小計	5,830	2,400	41.1%	7,523	2,400	31.9%
一般市民	144,010	1,600	1.1%	147,251	1,600	1.0%
小計	144,010	1,600	1.1%	147,251	1,600	1.0%
合計		4,000			4,000	

対象者の抽出について

	抽出方法	対象者抽出人数
身体障害者 (18歳以上)	視覚	無作為抽出 80人程度
	聴覚	無作為抽出 130人程度
	肢体・内部	無作為抽出 1,270人程度
身体障害児	全般	無作為抽出 40人程度
知的障害者(18歳以上)		無作為抽出 230人程度
知的障害児		無作為抽出 130人程度
精神障害者(18歳以上)	てんかん含む	無作為抽出 250人程度
精神障害児	てんかん含む	無作為抽出 20人程度
難病患者		保健所データ 250人程度
一般市民		無作為抽出 1,600人(18歳以上)

※各手帳所持者の割合に応じて、対象人数を設定。

2 調査基準日 平成25年11月1日(金)

3 障害者福祉計画アンケート実施スケジュールについて

【平成25年】

7月31日(水)	第1回関係団体等懇話会にて意見聴取
8月7日(水)	第2回作業部会
8月21日(水)	第1回幹事会
9月19日(木)	第1回策定委員会
11月中旬～下旬	アンケート実施

アンケート(案)の検討
アンケート(案)の決定

【平成26年】

2月19日(水)	第3回作業部会	アンケート分析・まとめ報告
3月中旬		アンケート調査冊子まとめ

4 その他

- ・発送は郵送にて行い、返信は同封した料金受取人負担の封筒にて郵送してもらう。
- ・視覚障害者については、点字案内文を同封する。